学生事務室・教学事務室

疾病その他の事由により、3か月以上修学できない場合、休学を願い出ることができます。休 学を願い出る場合は、以下をよく確認の上、手続きをおこなってください。

なお、各学期の所定の期限を過ぎると、手続きは一切認められませんので注意してください。

## ◆休学手続きの流れ

- アドバイザーへの事前相談 休学を検討している場合、アドバイザーが相談に応じます。
- 2. 「休学願」の提出
  - ・本学ホームページ (学生生活>学生生活サポート>休学・退学) や CampusSquare のダウンロードに掲載されている「休学願」を、本紙の記入例に従って記入してください。
  - ・休学の事由が「病気」の場合は診断書の提出が必要です。
  - ・休学の事由が「留学」の場合は留学届を提出してください。 (右の QR コードをスマホで読み取り、Forms 上で回答を送信)
  - ・記入後はアドバイザーに承認印を得た上で期日までに窓口に提出してください。
  - ※疾病などのやむを得ない事情により窓口提出が難しい場合は、事前にアドバイザーに相談 してください。

提出場所:学生事務室(長久手キャンパス)・教学事務室(星が丘キャンパス)

- 3. 教授会(学部)/研究科委員会(大学院)での承認 休学願提出後、直近の教授会/研究科委員会(月に一度開催)にて審議されます。
- 4. 「休学許可通知」の送付

教授会・研究科委員会で承認後、休学の許可通知を大学に登録されている保証人住所に送付 します(大学院生については本人住所への送付となります)。

- ※大学登録の住所が現住所と異なる場合は変更の手続きをおこなってください。変更手続きは①学生事務室・教学事務室窓口に来室(学生証持参のこと)、②「学生情報変更届」(CampusSquare のダウンロード>学生・教学事務室>各種届(学生用)に掲載)を郵送のいずれかの方法で可能です。
- ※8月は教授会/研究科委員会の開催がありませんので許可通知送付までに時間を要します。

## ◆休学に関する注意事項

- 1. 休学の期間について
  - ・休学には1年休学と半期(前期または後期)休学の2種類があります。
  - ・休学期間が満了し、さらに延長を希望する場合は、改めて休学願の提出が必要です。
  - ・休学期間の通算が修業年限※を超えることはできません。

- ※学部は4年(4年次編入は1年、3年次編入は2年、2年次編入は3年)、大学院の修士 課程は2年、博士前期課程は2年、博士後期課程は3年です。
- ・休学期間は卒業 (修了) に必要な在学年数には算入されません。

#### 2. 休学願の提出期限

- ・休学願は休学期間の開始前に提出することが原則ですが、遅くとも「休学願提出期限」までに提出してください。なお、提出期限が土・日・祝日の場合は、その前日までに提出してください。
- ・提出期限を過ぎた場合は、翌学期からの休学しか認められません。

休学の種別	休学期間	休学願提出期限		
1 年休学	4月1日~3月31日	5月31日		
1 平州子	10月1日~9月30日	11月30日		
半期休学	4月1日~9月30日	5月31日		
十州仆子	10月1日~3月31日	11月30日		

### 3. 休学中の学納金

- ・休学期間中の授業料・教育充実費は免除され、在籍料(半期につき5万円)の納入が必要です。学納金請求時には、在籍料のほか後援会費(半期につき5千円)があわせて徴収されます。
- ・休学願を提出するタイミングによっては、当学期の学納金(授業料、教育充実費等)が口 座振替(引き落とし)されることがあります。その場合は、学納金から在籍料、後援会費 を差し引いた金額を返金します。返金時期は、前期は7月下旬、後期は1月下旬です。
- ・入学年度の前期の休学者については、当該前期にかかる学納金(授業料・教育充実費等) を納入してください。この場合、在籍料の納入は必要ありません。
- ※学納金については経理事務室(長久手キャンパス)・管理事務室(星が丘キャンパス)に 問い合わせてください。

## 4. 休学期間中のシステム利用について

・休学期間中であっても本学に在籍している限り CampusSquare や WEB メール(Office365) 等の利用は可能です。

# 5. 奨学金について

- ・日本学生支援機構奨学金の給付奨学金および貸与奨学金を受けている場合、奨学金の支給および貸与は休止の手続きが必要です。本学ホームページ(学生生活>学納金・奨学金・教育ローン>日本学生支援機構奨学金>奨学金受給中の手続き)から「異動願(届)」の様式を出力し、休学願とあわせて提出してください。
- ・貸与を受けている学生で休学期間が 2 年を超える場合は貸与奨学生としての資格を失うため、辞退の手続きが必要です。本学ホームページ(学生生活>学納金・奨学金・教育ローン>母本学生支援機構奨学金>奨学金受給中の手続き)から「異動願(届)」の様式を出力し、休学願とあわせて提出してください。
- ・本学独自の奨学金(愛知淑徳大学学資援助)の給付を受けている場合、手続きは必要あり ません。

・民間団体奨学金の給付や貸与を受けている場合、奨学金の種類によっては手続きが必要と なる場合があります。各自で確認をし、必要な手続きをおこなってください。

## ◆復学について

- 1. 復学の手続きについて
  - ・休学期間が満了した場合は、手続きなく満了日の翌日付で復学となります。
  - ・1 年間の休学を承認された者が半期で復学を希望する場合は所定の期日までに「復学願」の提出が必要です。詳細は「○1 年間の休学を承認された者が半期で復学を希望する場合」を確認してください。

# 2. 復学後について

- ・復学後は、通常に進級した場合と同じ学年に在学します。
- ・復学にあたっては、指定の日時で履修登録をおこなってください。履修登録の日時については、前期履修登録は1月上旬、後期履修登録は7月上旬に CampusSquare のお知らせで配信されます。不明な点は教務事務室(長久手キャンパス)・教学事務室(星が丘キャンパス)に問い合わせてください。
- ・復学にあたり、履修計画など不安なことがある場合はアドバイザーに相談してください。

#### 3. 奨学金について

- ・日本学生支援機構奨学金の給付および貸与を受けている場合、休学により停止していた奨学金を復活するための手続きが必要です。本学ホームページ(学生生活>学納金・奨学金・教育ローン>母本学生支援機構奨学金>奨学金受給中の手続き)から「復活の異動願(届)」「休止からの復活の異動願(届)」の様式を出力し、前期の復学は2月末、後期の復学は8月末までに提出してください(郵送可)。
- ・本学独自の奨学金(愛知淑徳大学学資援助)の給付を受けている場合、手続きは必要ありません。
- ・民間団体奨学金の給付や貸与を受けている場合、奨学金の種類によっては手続きが必要と なる場合があります。各自で確認をし、必要な手続きをおこなってください。

## ○1年間の休学を承認された者が半期で復学を希望する場合

## 1. 復学願の提出期日について

復学願の提出期限は下表のとおりですが、復学願が提出されていないと履修登録をおこなうことができません。事前に履修登録日を確認し、遅くとも履修登録開始日の10日前までには復学願を学生事務室・教学事務室まで提出してください。履修登録ができない場合、復学しても当該学期の授業を履修することはできません。

復学時期	復学願提出期限		
前期(4月1日付復学)	5月31日		
後期(10月1日付復学)	11月30日		

<sup>\*</sup>提出期限が土・日・祝日の場合は、その前日まで

# 2. 手続きの流れ

2-1. アドバイザーへの事前相談

復学にあたり、履修計画など不安なことがある場合はアドバイザーが相談に応じます。

- 2-2.「復学願」の提出
  - ・「復学願」を記入例に従って記入してください。
  - ・復学願および記入例は Campus Square のダウンロードに掲載しています。
  - ・記入後はアドバイザーに承認印をもらい、期日までに窓口に提出してください。

提出場所:学生事務室(長久手キャンパス)・教学事務室(星が丘キャンパス)

2-3. 教授会/研究科委員会での承認

復学願提出後、直近の教授会/研究科委員会にて審議されます。

2-4.「復学許可通知」の送付

承認後、復学の許可通知を大学に登録されている保証人住所に送付します(大学院生については本人住所への送付となります)。

※8月は教授会/研究科委員会の開催がありませんので許可通知送付までに時間を要します。

以上

<問い合わせ先> 平日9:00~17:00

【長久手キャンパス】学生事務室 TEL 0561-62-4111 (代表)

【星が丘キャンパス】教学事務室 TEL 052-781-1151 (代表)

# 『休学願』 記入例

					休	学	願			
	• 1	保証人住所が		<mark>R証人</mark> "が記入して< が場合も「同上」と記 い。	コスナナボ	許可くださ	るようお願いしる	ます。		
		提	<b></b>	(西暦)	0000年		O月	ОП		
訂正は二重線を引き、本人の印を		所属			文	学 部 研究科		国文	(学科)専攻 専修	
		学籍番号				0000	00LJU		別の印鑑を捺印してく	(ださい。 
本人の印を		本人	氏 名			愛知	淑子			
FT FT		(自署)	住 所	1)	4567 ) 東区一社3-1		052-1111-2222 ハイツA-301	2		
訂正は二重線を引き、保証人の印を		保証人	氏 名	¥		愛知	, <u> </u>			
前してくださ ( <b>保証人</b>		(自署)	住所	(〒 100 - 東京都千代日	1000 ) 日区實1-11	Tel	03-3456-7777			,
い。の印を		- 該当する	る事由に✓を入	れ、下に詳細を記入 ☑就学意欲の低		済的理由	□病気(/i □留学		または1年です。具体的	な期間は以
		休学の	事由	□学業不振 休学をする具体		職・起業等 B入してくた		下のとおりです 一 西暦を記入し ください。 《半期の休学》	、休学の開始日と期間に	)をつけて
訂正印として捺印してください。 訂正は二重線を引き、 <b>本人</b> の印を		※該当の項目いずれか一つに ☑を入れ、詳細を下段に 記入 ②診断書添付の場合を除く)		(例)経済的事由: (例)留学:留学5			の工面など	後期休学の 《1年の休学》	場合:4/1~9/30 場合:10/1~翌年3/31 学の場合:4/1~翌年3/3	31
・ 捺印してくだ							性など検討している	・・・・後期から休	学の場合: 10/1〜翌年9	
たさい。			期間				より当該期に履修科! 1日 から 半年		りな事情	
		始日・期間に( 休学中	連絡先 🥄	図本人連絡先と			証人連絡先と同様			
	※該当の項目に図を入れ、 その他の場合は詳細を記入 〇 他 ( ) ) (									
		2. 本人、保記 3. 休学の事的 4. 休学期間に	E人それぞれ自智 日が「病気(身体 は1年以内とし、	ペンで記入してください 署、捺印してください 本疾患)」「病気 (心り 日付は以下のとおりで	い。 (本人と保証人の 身耗弱・疾患) 」の す。	印は違うもので	であること)。※シャチ 診断書を添付してくだ	・ハタは不可	技術教質 來認	
		[1年] 4月1 5. 訂正の際に	日〜翌年3月31日 は二重線で取り?		<sup>E9月30日</sup> 人氏名欄に捺印し		<b>アドバイザー</b> / 印鑑を捺印してください 引じ印鑑を捺印してくた	)。	うえ承認印をもらってく <i>だ</i>	さい。
【大学使用欄】 学部長 学科・専攻 ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** ** **										
		学部長 研究科長	主任	教授会·研究 年	科委員会承記 月	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			事務受付日	
	1								ı	